

相談センターニュース

こんなとき、 ご相談ください

貸家を無断で転貸された
滞納家賃を支払ってほしい
敷金を返してくれない
大家が賃料を受取ってくれない
裁判所から訴状が届いた
借金の保証人を頼まれた
英会話学校との契約を止めたい
高額なサイト利用料を請求されている
未公開株を買わされた
購入した車が事故車だった
車の修理代を請求したい
お金を確実に返してもらえない
マンション管理費を支払ってもらえない
隣の地主と境界について争いがある
隣の犬に噛まれた
相続人のひとりが行方不明である
遺言を書きたい
遺留分請求とはどういう請求？
畑の名義がひいお爺さんのままだ
離婚した夫の厚生年金を半分もらえると聞いたことがあるが
元夫に財産分与の請求をしたい
会社をつくりたい
会社の役員を変更したい
売掛金を回収したい
子供に会社の事業を譲りたい

054-289-3704

平日午後2時～5時

お気軽にお電話ください
司法書士を紹介しています

金融円滑化法期限切れが迫っています

平成21年に施行された「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」の終了期限が、平成25年3月末に迫っています。この法律は、平成20年のいわゆる「リーマンショック」を端緒とする景気の悪化により、中小企業や住宅ローン債務者が返済に窮することを想定して制定されたものです。同法は、金融機関に対し、できる限り貸付条件の変更等の措置をとるよう努力義務を課しています。

また、これを実効性あるものとするため、新たな保証制度の整備や、一定期間内であれば貸付条件の変更後に経営改善計

画を提出する場合にも不良債権としない等の措置も講じられました。

実際、県内に本店を置く4銀行が、同法施行後に受けた貸付条件の変更の申込は約94800件（中小企業：約89000件、住宅ローン債務者：約5800件。平成24年3月末現在）に上り、この内、約87000件で何らかの貸付条件の変更が実施されています。

金融庁の見解では、同法の期限経過後も、金融機関が貸付条件の変更等に応じるべき努力義務を負うことに変わりはありませんし、不良債権とならないための要件も恒久措置であるとされています。

す。

しかし、貸付条件の変更には限界がありますし、これまでのようには貸付条件の変更はできなくなるのではないかとされています。また、貸付条件の変更を受けながら経営改善計画が策定されていない中小企業の存在が指摘されており、こうした企業に対する債権は不良債権に該当し、経営再建が困難となってしまいます。

金融機関との話し合いにより貸付条件を変更して返済を続けていくことが困難となった場合には、法的手続きを中心とする債務整理を行う必要がありますので、お近くの司法書士にご相談下さい。

売掛金の債権保全

のため、売掛金の回収保全策を検討するのは賢明なことです。

売掛金保全策として真っ先に挙げられるのは、不動産に抵当権を設定する方法です。しかし、抵当権は登記をした順番で優先的な効力が生じるため、既に金融機関の抵当権が設定されている場合には、不動産からの回収ができないことも考えられます。

次に、連帯保証人を徵求する方法も考えられますが、現実には、保証人候補者は相手方社長又は社長親族でしょうから、売掛先が倒産した場合に

は会社と一心同体の社長や親族からの回収も困難を極めるでしょう。

そこで注目されるのが、債権譲渡登記を活用した売掛金保全策です。債権譲渡登記制度とは、相手方が現在有する売掛金のみならず将来発生する売掛金などの金銭債権の譲渡を受ける場合に、簡便に債務者以外の第三者に対する対抗要件を備えるための制度です。

紙面の都合上、詳細な解説はできませんが、いざという時に譲受債権から回収をすることが可能であり、今後注目されることでしょう。

相談

金融円滑化法の期限切れの時期が迫り、同法の適用を受けている会社の行く末が注目されています。このような会社に売掛金を有する当社も、万が一に備え、回収不能になることを回避する方策を考えています。どのような保全策が効果的でしょうか？

回答

お尋ねのとおり、金融円滑化法の期限切れにより、同法の適用を受けている会社はもとより、当該会社と取引している会社にも深刻な影響が生じる可能性があります。そ

相談センター情報(相談件数とその傾向)

平成24年10月分

会社の倒産手続アラカルト

相談内容(複数回答あり)	件数
貸金	9
売買代金	0
請負代金	0
売掛金	0
不動産明渡	18
登記請求	0
敷金	13
賃料	1
労働紛争	3
交通事故	2
その他損害賠償	21
相隣関係	5
境界	3
執行手続	1
その他	41
一般民事計	117
法定後見	15
任意後見	1
未成年後見	0
相続紛争	11
離婚	15
養育費請求	7
親子関係	4
その他	9
成年後見・家事事件計	62
相続	83
贈与	9
売買	7
担保権	1
商業法人全般	3
供託	1
その他	25
登記・供託計	129
契約トラブル	0
契約トラブル計	0
返済が苦しい	13
自己破産	10
返済条件を緩和	3
取立が厳しい	1
訴訟を起こされている	3
給料等の差押を受けている	0
親族の借金	3
保証債務の履行	0
ヤミ金融	2
おまとめローンで借金を一本化	0
その他	11
クレサラ計	46
その他	23
その他計	23
合計	377

相談センターに寄せられる債務整理のご相談は、消費者金融に関するものが中心ですが、会社の経営者からのご相談もあります。

事業に関する債務整理の場合、金融機関、取引先や従業員への未払金、公租公課などと負債が多岐にわたり、その全容把握に困難を伴うケースも少なくありません。

また、保証人や担保物件の調査、手形や小切手の振り出し、売掛金・在庫・流動資産等の把握など、多くの論点を検討しなければなりません。

ところで、会社の債務整理の場合、何らかの法的倒産手続を利用しなければならないケースがほとんどです。

倒産手続は、事業継続を模索する「再建型」と、事業の廃止を前提とする「清算型」とに大きく分けられます。

再建型の代表例は、株式会社だけが利用できる「会社更生」、個人も利用できる「民事再生」のふたつです。会社更生の場合、原則として旧経営陣に代わって、裁判所が選任する「更生管財人」が経営権を行使するのにに対し、民事再生の場合、旧経営陣が引き続き経営権を行使できるという特徴があります。

もっとも、いずれの手続も「再建」のための手続ですから「本業での利益が確保できる」「金融機関やスポンサーの協力が得られる」等の事情

がない限り、断念せざるを得ない例も少なくありません。

そのほか、個々の債権者との間で個別に返済方法を協議する「特定調停」、裁判外手続である「事業再生ADR」も、再建型のひとつです。

一方、清算型の代表は「破産」です。株式会社に限って利用できる「特別清算」という手続もありますが、利用例は少ないようです。

いずれの手続を選択する場合も、個人の債務整理とは比べものにならないほど膨大な準備を要します。また、まとまった費用を確保する必要もありますので、お早めに専門家へご相談することをお勧めいたします。

時のことば

返済能力を超える保証債務の履行を求められることによって、保証人やその相続人の生活破綻、破産、自殺など、深刻な社会問題が発生していました。

そこで平成18年3月、中小企業庁は、信用保証協会に対して保証申込を行った案件について、次のような特別の事情がある場合を除き、経営者本人以外の第三者を保証人として求めることを原則禁止しました。

実質的な経営権を有している者や、経営者本人と共に事業に従事する配偶者が連帯保証人となる場合

第三者保証の禁止

経営者本人の健康上の理由のため、事業承継予定者が連帯保証人となる場合

保証協会に対し通常考えられる保証のリスク許容額を超える保証依頼がされ、当該事業の協力者や支援者から積極的に連帯保証の申し出があった場合で、協力者等が自発的に連帯保証の申し出を行ったことが客観的に認められる場合

さらに、昨年7月、金融庁は「経営者以外の第三者の個人連帯保証を求めないことを原則とする融資慣行を確立すること」と「保証履行時における保証人の資産・収入を踏

まえた対応を促進すること」を主要行等向けの総合的な監督指針に掲げました。

以上により、平成23年7月以降、銀行などの金融機関から借入をする場合や契約を更新する場合は、原則として第三者保証人を求められる可能性は極めて小さくなったと考えてよいと思われます。

ただし、それより前に保証人になっていた第三者がこの監督指針によって、直ちに保証人から離脱できるわけではありません。

今、まさに、保証の制度自体の意義が問われているのです。

12月の重点テーマ

～金融円滑化法期限切れ対策～

司法書士総合相談センターしずおかでは、毎年12月は多重債務相談に力を入れ、相談体制の強化を図ってきました。

今年度は、来年3月に「金融円滑化法」が期限切れを迎えることから、特に個人事業者や会社経営者からの事業資金に関する債務整理を重点テーマに据えることとしました。

返済方法にお悩みの方だけでなく、取引先からの債権回収がご心配な方への法的対応方法についてもお応えしていきます。ぜひ、ご活用ください！

司法書士総合相談センターしずおか

TEL:054-289-3704

ご相談は無料です！！